

滞在許可

スイスに長期間滞在し、働くためには許可証が必要です。滞在許可証と定住許可証にはいくつかの種類があります。

許可証の種類

スイスで就労および三ヶ月以上滞在するには、州の移民統合局[Amt für Migration und Integration] (Amt für Migration und Integration) が発行する許可証が必要です。許可証には、短期滞在許可証（一年以内）、滞在許可証（期限付き）、定住許可証（無期限）があります。

- 短期滞在許可証[L][L][L] (L[L][L]) : L許可証は特定の目的で一定期間（ほとんどの場合一年以内）スイスに滞在するための許可証です。3ヶ月から1年の期間にスイスでの就労が可能と立証（雇用契約）されたEUおよびEFTA加盟国の国籍保持者は、ほとんどの場合[L]、L許可証を受けることができます。
- 滞在許可証[B][B][B] (B[B][B]) : B許可証は長期滞在者に発行されます。一年以上の期間スイスで就労が可能と立証（雇用契約）されたEUおよびEFTA加盟国の国籍保有者は、ほとんどの場合[B]、B許可証を受けることができ、5年間の滞在が許可されます。これ以外の国籍保有者の滞在許可期間は1年で、許可証は毎年更新されなければなりません。更新の際には、ドイツ語コースへ通うなど、申請者に条件が課されることがあります。申請者に滞在延長の請求権はありません。更新が却下される理由としては、犯罪をおかした、社会保障による経済支援が必要、などが挙げられます。また、難民認定を受けるとB許可証が発行されます。
- 定住許可証[C][C][C] (C[C][C]) : C許可証はスイスに5年または10年滞在したあとに発行されます。ここでも[E]EU/EFTA、EU/EFTA加盟国の出身者と第三国の出身者では条件が異なります。
- 暫定滞在許可証[F][F] (F[F]) : 難民と認定されない場合も、暫定的にF許可証を受けることができます[F]。F許可証は毎年更新されなければなりません。

外国人登録証

スイスに住む外国人には外国人登録証が発行されます。登録証の種類はさまざまな基準によって異なり、クレジットカード形式のものと紙形式（非生体認証外国人登録証|Nicht biometrischer Ausländerausweis)のものがあります。データチップが搭載され、指紋や顔写真が記録されている、生体認証付きの外国人登録証もあります。生体認証カードの該当者は各自一ドが発行されますので、アーラウ市で生体認証データを登録する必要があります。該当者は各自で生体認証登録センター[Erfassungszentrum Biometrie] (Erfassungszentrum Biometrie) に予約を入れてください。すべての登録証は居住する地方自治体の役場で受け取ることができます。登録証が紛失・盗難にあった場合はただちに警察に届けてください。

更新

滞在許可証の種類と国籍により、次の更新までの期間が異なります。更新が必要な時期になると申込用紙「Verfallsanzeige」（Verfallsanzeige）が各自に届きます。これに記入して、有効なパスポートと期限切れまで二週間以上の猶予がある許可証を持参の上、居住地の自治体役場に提出してください。申請書は各役場から州の移民統合局「Amt für Migration und Integration」（Amt für Migration und Integration）に送られ、更新の条件が満たされているかどうかの確認があります。詳細はお住まいの地域の役場または移民統合局にお問い合わせください。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.konnichiwa-aargau.ch/ja/good-to-know/residence-permit